

国保組合に対する特別助成の満額確保の為ハガキ要請行動取組みについてのお願い

宛先 厚生労働省
組合員、ご家族の皆様の直筆でご協力を!

建設長崎

5 May No.515
2008年5月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含まれます

発行 長崎県建設産業労働組合 〒852 8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095 862 7121 FAX 095 862 5281 発行責任者 北村政和 編集人 田上一郎 印刷 協和堂 TEL 095 821 1234

第79回
メーデー

福祉型社会と自由で平和な世界をつくらう

賃金・工事単価引き上げ

五月一日(木)、長崎市水辺の森公園「交流拠点用地」で第七十九回長崎地区メーデーが「すべての働く者の連帯で「平和・人権・労働環境・共生」に取り組み、労働を中心とする福祉型社会と自由で平和な世界をつくらう」をメインスローガンに開催されました。組合員、主婦会、書記局員合わせて約百名が参加し、集会前には、五島町公園から水辺の森公園まで、仕事不足や賃金・工事単価の引き下げによる苦しい生活状



デモ行進

況を訴え、「生活できる賃金」、「後継者が育つ、希望のもてる賃金」への引上げを求め、県民の皆様へご理解・ご協力をお願いしながら、プラカードを手にデモ行進と、伴走の宣伝カーによる街宣行動を行いました。また、会場入口では賃金ティッシュ配布も行いました。

平成二十一年度予算の概算要求に向けたハガキ要請

ハガキ要請行動にご協力を!

行動を、六月から一ヶ月間かけて行います。要請先は厚生労働省です。組合員、家族の一人一人の声を直接厚生労働省に訴える絶好の機会です。特別助成等の概算要求の増額に向けて取り組みをお願い致します。

詳細につきましては後日支部を通じて組織配布を行いますので、その際にはご協力をお願い致します。

なお、昨年の取り組みでは一万八千七十六枚、集約率九十五・二%の結果が出ております。平成二十年度予算における国保組合への特別助成等では、概算要求額を満額確保することがで

長建国保よりお知らせ
被保険者証の有効期限が平成二十一年三月三十一日までのため、組合では同年三月に被保険者証の検認受付を実施しました。
また、被保険者証の検認をお済みでない方は、四月一日以降は今お持ちの被保険者証は使用できませんのでお早めに検認手続きを行っていただきますようお願い致します。検認手続きに関するお問い合わせは組合各支部または長建国保事務局までご連絡下さい。

要請ハガキは直接投函しないようお願いいたします。

各支部で集約

建設長崎第63回定期大会 開催告示

組合員各位

平成20年5月13日

長崎県建設産業労働組合 執行委員長 金子三智郎

記

組合は規約第22条から第25条に基づき、下記要領で大会を開催致します。

- | | |
|------|---|
| 開催日時 | 平成20年7月19日(土) 午前9時受付、午前10時開会
~20日(日) 午後3時閉会予定 |
| 開催場所 | 雲仙小浜勤労者体育センター |
| 目的 | 1年間の組合運動の総括(経過と決算)、新年度の運動方針と予算、新役員の選出等を審議する最高決議機関として開催します。 |
| 内容 | 1.平成19年度 活動経過報告承認の件
1.平成19年度 会計決算報告承認の件
1.平成20年度 運動方針(案)決定の件
1.平成20年度 一般会計予算(案)決定の件
1.平成20年度 役員改選に関する件
1.その他の件 |

代議員立候補告示

組合規約第22条、大会運営規定第3条に基づき、総数120名(各支部に選出数割り当て)を選出します。

- 立候補受付
- 受付期間 2008年6月30日(月) 午後4時迄(土、日除く)第1、第3、第5土は12時迄
 - 受付会場 県下15支部の各支部事務所
- 尚、立候補者が定数内の場合は、従来通り信任投票を行わず、立候補者全員無投票当選とします。

立候補制限 組合費等を4ヵ月以上滞納している組合員は除きます。

本部役員立候補告示

組合規約第38条、役員選出規定第7条、8条に基づき、本部役員に立候補する者は所属支部の推薦を受け、原則として大会の2週間前までに選挙管理委員長に届け出て下さい。

平成20年度 特定健康診査 特定保健指導実施計画

「高齢者の医療の確保に関する法律」(平成二十年四月一日施行)により、医療費の伸びの適正化と国民医療費全体の抑制を図ることを目的とし、長建国保等の医療保険者に対し、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査(「特定健康診査」という。)及び保健指導(「特定保健指導」という。)を四十歳〜七十四歳の被保険者を対象に実施することとなりました。

組合では、この特定健康診査・特定保健指導について、効率的かつ効果的に実施するための実施計画書を作成しましたのでお知らせします。特定健康診査等の実施にあたり、組合員並びにご家族の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

第1 特定健康診査等の実施目標

1 特定健康診査・特定保健指導実施の基本的な考え方

(1) 特定健康診査は、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を効果的かつ効率的に実施するため計画的に取り組むこととする。

(2) 特定健康診査は、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を効果的かつ効率的に実施するため計画的に取り組むこととする。

(1) 特定健康診査は、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を効果的かつ効率的に実施するため計画的に取り組むこととする。

(2) 特定健康診査は、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を効果的かつ効率的に実施するため計画的に取り組むこととする。

(1) 特定健康診査は、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を効果的かつ効率的に実施するため計画的に取り組むこととする。

(2) 特定健康診査は、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を効果的かつ効率的に実施するため計画的に取り組むこととする。



	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 特定健診の受診率(又は結果把握率)	20%	20%	40%	65%	70%
(2) 特定保健指導の実施率(又は結果把握率)	10%	20%	30%	40%	45%
(3) 内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率	-	-	-	-	10%

第2 特定健康診査等の実施方法

実施場所

1 特定健康診査

長崎県内各地に居住している全ての被保険者の利便性を考慮し、各地域にて随時受診可能な体制を確保するため、集合契約(保険医療機関によっては個別契約)による個別健診を実施する。

実施医療機関名、受診方法等については、契約締結後にお知らせします。

2 特定保健指導

① 業者委託

特定保健指導の実施について、集合契約による業者委託とし、特定健康診査を実施した機関自らが、医師・保健師・管理栄養士等が常駐する場所で特定保健指導を実施する。(施設型・巡回型)

② 特定保健指導の実施にあたり、要保健指導者が

指導を受けやすい環境(日時・会場等)を考慮し、実施場所の設定等については必要に応じて母体組織(長崎県建設産業労働組合)の協力と連携体制を図ることとする。

とりわけ内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者・予備群を減少させるため、保健指導を要する者を的確に抽出していくための健診項目とする。

① 健診者全員が受ける基本的な健診項目

質問項目 身体計測(身長・体重・BMI・腹囲) 理学的検査(血圧測定 血液化学検査(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール) 肝機能検査(ASITG) ALT) GPT)・GTT)・GTP) 血糖検査 HbA1c検査 尿検査(尿酸、尿蛋白)

② 詳細な健診項目(医師の判断で選択的に行う)

心電図検査・眼底検査・貧血検査のうち医師が必要と判断したもの

③ 特定保健指導

特定保健指導は、生活習慣病予備群を生活習慣病に移行させないことを第一の目的とし、要保健指導者自身に健診結果を理解させるとともに、対象者自身が身体の変化に気づき、生活習慣を振り返り、改善すべき点を自ら目標を持って実践できるよう支援し、そのことにより対象者が自分の健康に関する自己管理ができるようになることを目的とする。

【保健指導レベル】

第一段階(腹囲値により区分(男性85cm・女性90cm、BMI25))

第二段階(検査数値により区分(血糖・脂質・血圧、喫煙歴の有無))

第三段階(第一段階、及び第二段階により支援レベルを区分)

第四段階(第三段階で区分された支援レベルに日常生活に関する質問票の結果を加味して指導レベルと優先順位を決定)

④ 優先順位と支援内容等(次頁表参照)

実施時期

1 特定健康診査

年度内に特定保健指導が開始されることを前提に、四月〜翌年一月末までとする。

2 特定保健指導

四月以降の受診後から開始し、翌年三月末までに初回面接が行われるよう実施する。

4 外部委託について

1 特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査、及び特定保健指導の実施については、外部委託とする。

2 契約形態

特定健康診査、及び特定保健指導の実施に係る委託契約については、代表保険者(保険者協議会等)を通じて県内各地区医師会等との集合契約とする。

尚、特定健康診査については、人間ドック等の健診の実施委託の関係上、実施機関との個別契約を行うこととする。

3 外部委託にあたっての基準等

外部委託先の選定等にあっては、国が定める「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき、特定健康診査、及



び特定保健指導の外部委託に関する基準を満たしていることとする。

① 特定健康診査の外部委託に関する事項

特定健康診査を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質・量的に確保されていること。

特定健康診査を実施するための施設・設備を有し、救急時の体制が確保されていること。

健診結果等に関する電磁的記録を作成し、保険者に対して安全かつ速やかに提出すること。

健診結果等の保存管理等の秘密保持、及び個人情報保護に関する法律等について遵守していること。

運営に関する基準・重要事項など、保険者等が容易に確認できるように対応していること。

② 特定保健指導の外部委託に関する事項

特定保健指導については、外部委託により実施し、国が定める基準等を満たしている委託先を選定することとする。

特定保健指導の業務を統括する者は、常勤

優先順位と支援内容等

優先順位①	動機づけ支援
対象者	健診結果等から生活習慣の改善が必要な人で、生活習慣を変えるに当たり意思決定の支援が必要な人(内臓脂肪症候群診断者・予備群)
支援頻度	面接による支援(初回) 個別支援(20分以上) 1グループ(8人迄)80分以上のグループ支援(グループ学習会等)
支援方法	生活習慣と健診結果の関係を理解 生活習慣病等に関する基本的知識 受診者本人の意向とライフスタイルに合った達成可能な行動目標の設定 【支援後の評価】(6ヵ月以上経過後) 原則個別面接(場合によっては電話又は e-mail) 身体状況・生活習慣等における変化について確認
優先順位②	積極的支援
対象者	健診結果等から生活習慣の改善が必要な人で専門職等による継続的できめ細やかな支援が必要な人
支援頻度	面接による支援(初回) 個別面接(30分程度) 1グループ(8人迄)80分以上のグループ支援(グループ学習会等)
支援方法	健診結果やその経年変化から、自身の身体に起こっている変化への理解を促す。 実践可能な行動目標を対象者が選択 行動目標達成のための支援計画を立て、継続できるよう定期的・継続的に介入 3~6ヶ月の一定期間に各種支援方法を組み合わせたプログラムを継続的に実施 【3ヶ月後の支援】 行動計画の実施状況等の中間評価と確認 実践行動を維持させるための賞賛、励まし支援 個人支援、グループ支援、電話又は e-mail 【支援後の評価】(6ヵ月後) 原則個別面接(場合によっては電話又は e-mail) 個人目標の実践評価 身体状況・生活習慣等における変化について確認
優先順位③	
対象者	健診未受診者(生活習慣病治療中の者以外)
支援方法	健診受診率の向上を図るための特定健診受診勧奨
優先順位④	情報提供支援
対象者	受診者全員 男性85cm未満 女性90cm未満 BMI25未満
支援頻度	年1回、健診結果と同時に実施
支援方法	健診結果の見方についての説明 生活習慣病等に関する基本的知識 生活習慣に合わせた改善方法の例示
優先順位⑤	
対象者	健診受診者で生活習慣病治療中の者 健診未受診者で生活習慣病治療中の者
支援方法	主治医と保健指導実施者との治療計画の共有 健診データとレセプト情報との突合と積極的活用

5 周知と案内方法について

(1) 周知について
① 年度当初に健診等を広報する。(全体・健診対象者)
② 被保険者証更新時に
労働安全衛生法に基づく事業主健診を受診する被保険者の把握が困難であることから、事業主健診の受診により特定健康診査の受診に代えることができる旨の周知を図り、健診結果の収集に努めます。被保険者が事業主健診を受診したとき、その健診結果を受領する際は、事業主、又は当該被保険者の同意の上、当該被保険者より健診結果を受領することとする。

6 事業主健診等他の健診データの受領

受診券・利用券の様式は国が定める標準様式とする。(受診券・利用券の作成等については、国保連に業務委託)
① 交付時期
特定健康診査の対象者全員に対して、一括して年度当初に郵送する。(5~6月頃)
② 交付の
受診券・利用券の様式は国が定める標準様式とする。

7 受診券・利用券

① 特定健康診査の対象者
② 健診対象者に対して、パンフレット・受診券(又は利用券)を同封する。
③ 特定健康診査の結果、特定健康指導が必要とされた対象者に対して郵送する。(初回面接の有効期限は年度末までとする。)

8 特定健康診査・特定健康指導の結果とデータの保存

① 特定健康診査・特定健康指導の記録保存
国保連で行われる特定健診等の記録を電子的に管理するシステムを利用(委託)する。保存期間5年間(加入者でなくなった場合は翌年度末まで)とする。
② ホームページ掲載

9 特定健康診査等の実施計画の公表等について

特定健康診査・特定健康指導の実施等についての実施計画を策定し、公表する。
(1) 広報誌(母体機関紙)
(2) ホームページ掲載

第3 個人情報保護対策について

特定健康診査・特定健康指導の実施、及び受診(利用)結果等に関する記録の取り扱いにあたり、個人情報保護の観点から適切な対応を行う。
【ガイドラインの遵守】
個人情報取り扱いに
関しては、個人情報保護法に基づく「国民健康保険組合における個人情報保護に関するガイドライン」のガイドライン「個人情報の適切な取り扱い」により、ガイドラインにおける「役職員の義務(データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業員の監督、委託先の監督)」について周知を図る。

の医師、保健師、又は管理栄養士であること
特定健康指導を実施するための施設・設備を有していること。
県下全域において保健指導を可能とする。
特定健康指導に関する電磁的記録を作成し、保険者に対して安全かつ速やかに提出すること。指導内容等の個人情報について、その性格と重要性を十分認識し適切に取り扱つこと。利用者の利便性を考慮すること。

① 特定健康診査等の実施内容等について封書にて案内する。
② 健診対象者に対して、パンフレット・受診券(又は利用券)を同封する。

① 特定健康診査の対象者
② 健診対象者に対して、パンフレット・受診券(又は利用券)を同封する。

① 特定健康診査の結果、特定健康指導が必要とされた対象者に対して郵送する。(初回面接の有効期限は年度末までとする。)

② 利用券
電子的健康診査の結果、特定健康指導が必要とされた対象者に対して郵送する。
電子データでの保存及び送受信を原則とする。

① 特定健康診査・特定健康指導の実施等についての実施計画の公表等について

① 特定健康診査等の実施結果に基づき、目標値に対する特定健康診査の実施率、等)での実施体制、健診データの取り扱い方法、受診者への広報・周知等において検証します。
② 内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率(平成二十四年度一〇%)について、実施計画書通り推進されたと等の総括・評価を行い、改善すべき点は見直す。

③ 外部委託先(健診機関等)での実施体制、健診データの取り扱い方法、受診者への広報・周知等において検証します。
④ 実施計画書については五年を一期とし、第一期は平成二十四年度、平成二十四年度、五年毎に実施計画の見直しを行うこととする。

⑤ 実施計画書については五年を一期とし、第一期は平成二十四年度、平成二十四年度、五年毎に実施計画の見直しを行うこととする。

しを図り、次年度以降の実施に向けて活用していきま

第4 特定健康診査等実施計画の評価と見直しについて

「生きる」ためのがん保険、新登場!! 「がん」は不治の病から治る時代へ

アフラックの「生きる」がん保険

「生きる」を支えるプログラム

日本初

皆さまのご要望を取り入れ、さらに医療の進化に合わせた新しい3つの安心であなたの「生きる」をしっかりとサポートします!

2年目以降のサポート!
がん診断時、一時金100万円に加えて

ライフサポート
年金25万円×4年間
再発してもしなくても

入院はもちろん通院も
日額1万円
しっかりとサポートします!

アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社)
福岡東支社
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル10階
TEL092-281-6716 URL http://www.aflac.co.jp

九州支店 千812-0011 福岡市博多区博多駅前1-4-4 JPR 博多ビル

0120-191-455

中央支部 福岡分会

気の合う仲間で見学会



満 開の見頃から一週間が過ぎ、桜の花びらが僅かに残る四月十三日(日)、福岡分会では毎年恒例の花見会を福田大満宮に於いて、組合員・家族十六名の参加で行いました。

いつもは神社の境内にシートを敷いて、散つてくる桜の花びらが時折コップに浮かぶ様子を眺めつつ風情を楽しむ花見となるはずだったのですが、当日は生憎今にも泣き出しそうな空模様といつとで境内の小さな「詰所」を借りての屋内での開催となりました。

いつもの風情は満喫できなかったが、そこは気の合う仲間の酒宴ということに、先般開催の支部のボウリング大会の話で賑わっていました。

また、多忙の中、金子委員長もかけつけていただき後期高齢者医療制度について話を頂き、皆さん興味深く耳を傾けていました。参加された皆さん、今後とも分会活動と支部活動の活性化に向けて更に協力下さいますようお願いいたします。(大賀)

支部だより



和気あいあいにも木工教室開催

心 地よしの春の日差しが注ぐ四月二十七日(日)、彼杵中学校に於いて、彼杵地区のれんげ祭りが開催されました。毎年、彼杵分会で

木工教室を開き住宅ターとして参加しています。当日の会場には約二〇〇名の参加者が来ており、終日

に包まれました。木工教室では「すのこ作り」、「本棚作り」、「植木鉢作り」の三つのコーナーに分かれて、作品作りを行いました。和気あいあいとした雰囲気



大村支部 彼杵分会

どのコーナーも多くの参加者で賑わいました。大工さんの優しい指導の下、普段使い慣れない金槌を使って立派な作品を作り上げ喜びを表していました。来年も盛り上がるように取り組んでいきたいと思えます。

浦上東支部 青年部

- (立野)
- | | | |
|-----|--------|--------|
| 参加者 | 伊藤 一廣 | 福田 通 |
| | 上野 美喜雄 | 平内 末雄 |
| | 寺井 房雄 | 中尾 政男 |
| | 岩永 賢雄 | 大友 和一郎 |
| | 大友 勝 | 大友 米子 |
| | 中尾 スミ子 | 岩永 アヤノ |

家族参加でバーベキュー大会

浦 上東青年部では、四月二十七日(日)にバーベキュー大会を、あくりの丘で開催しました。今回は、家族参加型としたところ、青年部員十名・家族十四



本格的なタレを使った焼き鳥からはじまり、定番の焼きそば・焼き魚・アスパラのホイール焼き・焼きおにぎり、変わったところでは「つつほ」の白焼きなど、そのほかにも沢山のメニューで、肉・魚・野菜とバランスの取れた内容に、子供たちも、特に奥様方の舌を満足させることができました。ビールも美味かったです!

多彩な催しで地域に密着



平戸支部 岡平分会

平 戸支部岡平分会は、四月二十七日田平祭りの会場で、毎年恒例の包丁研ぎ・まな板削りを行いました。当日は、晴天にも恵まれ、来場者八十五名・二百九十本の包丁等を研ぎ上げました。『よう切れるもんね。毎年楽しみにしてよ。』の感謝の言葉も多く頂き、研ぎ手もますます力が入ります。

正午からは、すのこ作り大会。十チーム二十名の親

子が金つち片手に悪戦苦闘出来栄は様々ですが、物を作り上げる楽しさを味わって頂けたのでは……。

地元を愛し、地域密着でいろいろな催しを企画し、活動されている田平分会の皆さん、これからも地域に根付いた活動で皆様を増やして頂ければと思います。(植賀)

- 参加者 (敬称略)
- | | |
|-------|-------|
| 岡田 眞 | 稲沢 福寿 |
| 稲沢 良一 | 岡田 明 |
| 岡田 直人 | 川上 高尾 |
| 川尻 修治 | 寺本 実 |
| 瀬上 宏一 | 瀬上健太郎 |
| 田口 市郎 | 山本 五男 |
| 横田 広三 | 山下 政樹 |
| 寺田支部長 | 他七名 |

建築CAD製図講座 受講生募集

JW-win(2次元・汎用CAD)を使ったCAD講座を開講します。パソコンがある程度できる方なら誰でも受講できます。この機会に学んでみませんか。

- 日時 平成20年6月中旬～全27回(週2回)
- 夜間 6時30分より～9時まで
- 費用 入学金0円、受講料20,000円(テキスト代別途)
- 募集人員 初心者コース5名、中級者コース5名
- 講座内容 (初心者コース)

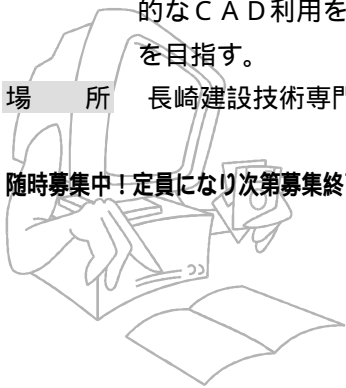
初心者を対象に、JW-win(2次元・汎用CAD)の基本操作を学び、建築製図のトレース能力の習得を目指す。

(中級者コース)

JW-win(2次元・汎用CAD)を用いて、実務的なCAD利用を学び、2級建築CAD検定の修得を目指す。

場所 長崎建設技術専門学院のみ(長崎市城山町17-58)

随時募集中! 定員になり次第募集終了致しますので、お早めにお申込ください。



長崎市城山町17-58
長崎建設技術専門学院
TEL 095-861-9261
FAX 095-861-9273

改革21議員団視察
沖縄県平和祈念資料館前で



県議会だより 10

県議会議員 金子三智郎

四月に揮発油税の暫定税率が期限切れとなり、ガソリン代が大きく値下がりしました。わが県は、五月一日から再び税率が引き上げられ、元の価格と比べて三十円以上も高くなっています。この事により(むろん価格高騰はその前の段階も含めてですが)、事業用のバス、タクシー、貨物自動車など、そして海上でもフェリー、タンカー、

四月に揮発油税の暫定税率が期限切れとなり、ガソリン代が大きく値下がりしました。わが県は、五月一日から再び税率が引き上げられ、元の価格と比べて三十円以上も高くなっています。この事により(むろん価格高騰はその前の段階も含めてですが)、事業用のバス、タクシー、貨物自動車など、そして海上でもフェリー、タンカー、

四月に揮発油税の暫定税率が期限切れとなり、ガソリン代が大きく値下がりしました。わが県は、五月一日から再び税率が引き上げられ、元の価格と比べて三十円以上も高くなっています。この事により(むろん価格高騰はその前の段階も含めてですが)、事業用のバス、タクシー、貨物自動車など、そして海上でもフェリー、タンカー、

四月に揮発油税の暫定税率が期限切れとなり、ガソリン代が大きく値下がりしました。わが県は、五月一日から再び税率が引き上げられ、元の価格と比べて三十円以上も高くなっています。この事により(むろん価格高騰はその前の段階も含めてですが)、事業用のバス、タクシー、貨物自動車など、そして海上でもフェリー、タンカー、

四月に揮発油税の暫定税率が期限切れとなり、ガソリン代が大きく値下がりしました。わが県は、五月一日から再び税率が引き上げられ、元の価格と比べて三十円以上も高くなっています。この事により(むろん価格高騰はその前の段階も含めてですが)、事業用のバス、タクシー、貨物自動車など、そして海上でもフェリー、タンカー、

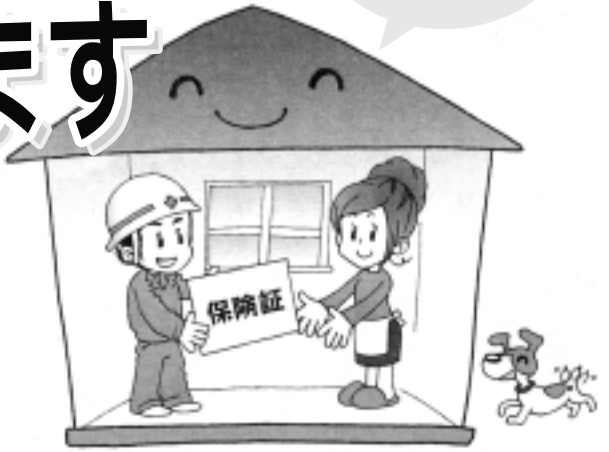
四月に揮発油税の暫定税率が期限切れとなり、ガソリン代が大きく値下がりしました。わが県は、五月一日から再び税率が引き上げられ、元の価格と比べて三十円以上も高くなっています。この事により(むろん価格高騰はその前の段階も含めてですが)、事業用のバス、タクシー、貨物自動車など、そして海上でもフェリー、タンカー、

住宅瑕疵担保履行法について

(全建総連機関紙より)

新築住宅への「保険」が義務化されます

ご存じですか?



2009年(平成21年)10月より、『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律』(以下、『新法』)という新しい法律が施行されます。これにより、新築住宅を手掛ける場合、建設業者や宅地建物取引業者に対して、その住宅に『瑕疵(欠陥)』が発生した場合にその責任を負える(保証できる)よう、あらかじめ資力を確保しておくことが義務付けられます。

新法の詳細等については、以下のインターネット・アドレスもご参照ください。
<http://www.how.or.jp/shipotext/newlaw0229.pdf>

工務店に対してどのようなことが求められるのでしょうか?

『瑕疵担保責任』を果たせるよう、手掛ける全ての新築住宅に対して、必要となる資力の確保が義務付けられます。資力確保の方法は、『供託(預め金銭を預けておく)か』『保険(住宅)』(ことに締結)のいずれかから選択しなければなりません。



1 求められる瑕疵担保責任について

『品確法』において売り主または請負人に対して義務付けられている『十年間の』が義務付けられました。

2 対象となる業者および住宅について

『建設業許可を受けた建設業者』および『宅地建物取引業の免許を受けた宅地建物取引業者』が対象となり、これらの建設業者および宅地建物取引業者が引き渡す新築住宅が対象となります。

二〇〇五年(平成十七年)十一月に発覚した構造計算

二〇〇五年(平成十七年)十一月に発覚した構造計算

二〇〇五年(平成十七年)十一月に発覚した構造計算

二〇〇五年(平成十七年)十一月に発覚した構造計算

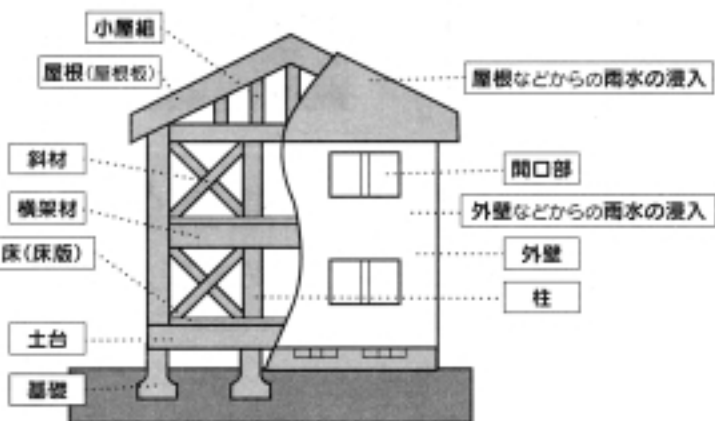
二〇〇五年(平成十七年)十一月に発覚した構造計算



対象となる瑕疵担保責任の範囲(例)

木造軸組工法の戸建住宅

2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床組)等の構成



3 資力確保の方法について

資力確保の方法については、以下の二つの方法のいずれかを選択しなければなりません。

I 供託

供給した新築住宅の補修に要する費用等の支払いがいつでもできるように、過去の供給戸数に応じて算定された金額の現金(供託金)等を供託所に預けておく方法です。

新築住宅一軒ごとに金銭を用意する必要はありませんが、予め預けておかなければならない供託金については、手掛ける住宅が年間に一軒の場合でも『二千万円』が必要となります。

II 保険

新法に基づいて国土交通



この他にも、年に一回、資力確保の状況について都道府県知事等に届け出を行う義務等も課せられています。

保証機構が取り扱う保険について

これまでに取り扱ってきた『住宅保証制度』を基本としながら、新法に対応した『保険制度』の取り扱いを行います。この保険制度を利用すれば、新法を遵守できることとなります。

住宅保証機構は、国から指定される『保険法人』であり、これまでの取り扱い実績等を考えても、最も堅実な団体です。

従来より、保証機構は住宅性能保証制度を取り扱っていますが、今後はこれまでの保証制度の内容を基本として、新法に対応する『保険制度』の新たな取り扱いが開始されています。

保険料については今後設定されていきますが、現在の保証制度においては住宅価格(土地代を除く)が二



工務店が保険を利用しようとする場合、以下のよう
な手順を踏んでいくこと
となります。

- ① 建築確認がおりてから住宅の建設着工までの間に『住宅性能保証制度』の申請をしなければなりません(設計図書等の提出が必要)。
- ② 建築確認がおりてから住宅の建設着工までの間に『住宅性能保証制度』の申請をしなければなりません(設計図書等の提出が必要)。



- 了時の一回。
- ④ 住宅が竣工し、引き渡し日が決定した後、保険証発行の手続きを行います。
- また、実際に瑕疵が発生してしまつた場合に支払われる保険金等については、以下の通りです。
- 支払限度額：二千万円

新法への対応は、

保険を利用するにあたって必要となる手続き等については、保証機構と連携しサポートしていきます。

「ご不明な点についての
お問い合わせやご相談は、
財長崎県住宅・建築総合センターへ
☎〇九五・八一五・六九四四
http://www.how.ojip.seinow/」



新法を遵守していくためには、 どのようなようにすれば 良いのでしょうか?

『保険』を利用していくことが、最も適した対応法です。組合では『住宅保証機構』と連携しながら、組合員の皆さんが保険を利用しやすいような取り組みを進めていきます。



全建総連は、仲間の工務店 選択していくことが現実的
店の実情を考えた場合、こ
な対応だと考えます。

力確保の方式のうち、必要
となる金額等を考慮すれば、
『供託』よりも『保険』を
よつ取り組みを進めていき

具体的には、『住宅瑕疵
担保責任保険法人』として
国土交通大臣から指定を受
けます。

組合員
の工務店からの保険への
ニーズに応じていくことと
します。

『ゆつゆつ住宅』 のこと

全建総連が保証機構と提携して
独自に運営している保険制度です。
(組合員のみが利用できます)
より高い設計施工基準に基づいた
住宅となるため、
保険料の割り引き等が受けられます。



今後は、全建総連と各県
連・組合、そして保証機構
が連携を取りながら、組合
員の皆さんが新法を遵守し
ていくよう、『保険』の
申請手続き説明をサポート
していきます。

また、設計施工基準をク
リアしていれば、保険料の
割り引き等のメリットがあ
る『ゆつゆつ住宅』を利用
することもできます。

今後は新法の内容が周知
されていくこととなり、新
築住宅に対しては保証(供
託/保険)が付いているの
が当たり前、ということに
なつていきます。

また、新法の対象から外
れている建設業許可を受け
ていない業者が手掛ける新
築住宅についても、建築主

全建総連では、保証機構
と連携しながら『ゆつゆつ
住宅』という制度を独自に
運用してきています。

ゆつゆつ住宅については、
全建総連が保証機構の所管
の下に運営している『性能
保証制度・特定住宅』であ
り、必要となる手続きや受
制度にもなっています。

ゆつゆつ住宅については
一般住宅よりも高性能な設
計施工基準(旧：住宅金融
公庫の耐久性基準と同等)
に基づいた住宅となつてお
り、高い耐久性など、建築
主に対してその優良性をア
ピールすることが出来ます。

また、新法の対象から外
れている建設業許可を受け
ていない業者が手掛ける新
築住宅についても、建築主

